一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示に係る審議(第2回)

1. 日 時

令和2年3月10日(火) 10時30分~11時40分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長)、牧満(会長代理) 河野康子、山田攝子、和田貴志、二村真理子

<国土交通省>

自動車局:貨物課 伊地知、鈴木、柳瀬、足利

事案処理職員:運輸審議会審理室 富田、原、大沢、塚田

4. 議事概要

- 自動車局から、荷主への働きかけ等のフローや標準的な運賃における「車両費」の考え方等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 標準的な運賃の告示を実効性のあるものとするためには、荷主側の理解や協力だけでなく、運送事業者側も運賃の値下げ交渉に応じるのではなく、事業に必要なコストが賄えるだけの運賃水準を維持する努力が必要であると考えられるが、事業者側では具体的にどのような動きがあるのか。
 - ② 標準的な運賃の告示に対する荷主側の反応はどうか。 等の質問・意見があった。
- これに対し、自動車局から、
 - ① 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用され、ドライバーの労働時間について今後は罰則付きの上限が課せられることになる等、より規制が厳格化される流れの中で、値下げ交渉をしても運送事業者は受けないようになるのではないか。。逆に、荷主側は荷待ちや荷役で時間がかかっている現状を改善しなければ、運送事業者に仕事を受けてもらうことができなくなり、自らの事業に支障をきたす可能性がある。一方で、法

令を遵守できない運送事業者は市場から退出してもらうことになるため、運送事業者側も自らの襟を正さねばならないという認識は持っている。

- ② 物流コストが上昇することについては一部懸念の声があったが、昨今のトラック業界の人手不足の窮状を踏まえれば実態上はやむを得ないのではないか、ということで一定の理解は得られている。 等の回答を得た。
- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、 運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員の ことである。